

商第267号

労第375号

平成29年12月27日

徳島県商工会議所連合会会長

徳島県商工会連合会会長

徳島県中小企業団体中央会会長

徳島県経営者協会会長 殿

徳島県商工労働観光部長

「キッズウィーク」の推進について（通知）

日頃は、本県の商工労働観光行政の推進に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、家庭や地域の教育力の充実を図るとともに、働き方改革と表裏一体の休み方改革を進めることを目的として、地域ごとに学校の休業日を分散化する「キッズウィーク」の実施推進を目指しています。

これに伴い、別紙のとおり平成29年9月13日付け29文科初第840号により「学校教育法施行令」を改正し、年度内には「自主的に進められている『学校休業日』設定の進捗状況調査」が行われる予定です。

「キッズウィーク」を推進するための具体的な取組のうち、「保護者など大人が合わせて休める休暇取得改革」「休業日における多様な活動機会の確保」については、企業等における理解促進と、積極的な協力が必要となってきます。

つきましては、貴会員宛て、当該取組について広く周知いただくとともに、「キッズウィーク」の取組促進について、御協力くださいますよう、よろしく申し上げます。

担当

商工労働観光部

商工政策課 団体・企画担当

係長 大西 三根子 (088-621-2322)

労働雇用戦略課 働き方改革担当

課長補佐 宮本 尚志 (088-621-2346)

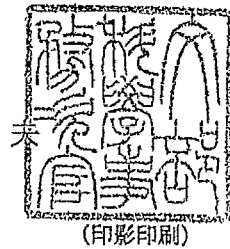


29文科初第840号
平成29年9月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する各公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
附属学校を置く各国立大学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
各国公立高等専門学校長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官
戸谷 一



(印影印刷)

学校教育法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

この度、別添1のとおり「学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第238号）」及び「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第36号）」が平成29年9月13日に公布され、同日施行されました。

今回の改正は、別添2に示したとおり、「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）」（平成29年6月1日教育再生実行会議）等において、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができるよう、学校の休業日の分散化等に取り組むことが盛り込まれたことを踏まえ、家庭や地域における体験的な学習活動等多様な活動の充実を図るために、大学を除く公立の学校の休業日として、家庭及び地域における体験的な学習活動等のための休業日を定めること等を規定するものです。

ついては、今回の改正に当たっての留意事項は、下記のとおりですので、十分御了知の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 政令改正の趣旨・目的

今回の改正の趣旨・目的は、地域における保護者の有給休暇の取得を促進することと合わせて、長期休業日の一部を学期中の授業日に移すこと等により学校休業日を分散化することで、児童生徒等と保護者等が共に体験的な学習活動等に参加すること等を通じて、児童生徒等の心身の健全な発達を一層促進する環境を醸成することを期待するものであること。

第2 改正の概要

- 1 大学を除く公立の学校の休業日として、新たに家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（以下「体験的学習活動等休業日」という。）を例示すること（改正後の第29条第1項）。
- 2 市町村又は都道府県の教育委員会（以下「学校設置者」という。）は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における体験的な学習活動等の円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする（改正後の第29条第2項）。

第3 留意事項

- 1 各学校設置者においては、本政令改正の体験的学習活動等休業日の設定について検討するよう努めること。その際、児童生徒等や学校、地域の実態に十分配慮するとともに、教育現場に混乱が生じないように配慮すること。
- 2 各学校設置者において体験的学習活動等休業日の設定について検討を行う際には、商工会、商工会議所等の経済団体や首長部局を中心とした企業等における有給休暇取得促進に向けた取組の状況を踏まえ、経済団体等と連携して環境整備に努めること。
- 3 体験的学習活動等休業日を設定する場合における具体的な日数や時期、設定する範囲等については、児童生徒等や学校、地域の実態、年間の指導計画等を踏まえ、各学校設置者又はその委任を受けた学校の長が適切に判断すること。例えば以下のような場合が考えられること。また、体験的学習活動等休業日を設定するほか、授業日の午後を休業にする等柔軟に休業を設定することも考えられること。なお、学校設置者が体験的学習活動等休業日の設定の権限を学校長に委任する場合であっても、各学校設置者においては経済団体等との連携によって、域内の環境整備を図る必要があること。
 - ・学期中の授業日に行われている地域の祭り等、地域の行事の開催日を体験的学習活動等休業日として設定する場合
 - ・地方公共団体が独自に設けている既存の記念日（例えば、「県民の日」等）が休業日として設定されている場合、その前後の授業日を体験的学習活動等休業日として新たに連続した休業日を設ける場合や、既存の休業日（例えば、2学期制を採用している学校の秋季休業日等）を活用する場合
 - ・運動会や参観日等の振替休業日の設定を工夫し土曜日や日曜日と組み合わせる等して新たに連続した休業日を設ける場合
 - ・学校や地域の実態を踏まえ、例えば、中学校区単位で体験的学習活動等休業日を分散して設定する場合

「キッズウィーク」について

～人を育てる、社会を変える新たなチャレンジ～

1. 「キッズウィーク」とは

地域ごとに夏休みや冬休みなどの学校の長期休業日から、一部の休業日を他の日に移して休業日を分散化すること等により、学校が休みとなった日に大人も有給休暇を取得し、大人と子供が共に休日を過ごす機会を創出する。

この取組は、平成 30 年度から、都道府県・市区町村など一定の地域単位で、全国一律・一斉といった形ではなく、地域の実情に応じ、教育現場や企業の取組などを踏まえ、学校休業日の設定をはじめ、多様なやり方で自主的に進められることを想定しており、国は、キッズウィークの実施に向けた地域の取組を支援していく。

2. 「キッズウィーク」により目指すもの

今日、誰もが活躍できる環境づくりを進めるため、働き方改革により多様で柔軟な働き方が広がる一方、子供たちを取り巻く地域や家庭の環境が変化する中、人々が豊かな人生を送るとともに、子供たちの豊かな心や人間性を育むためには、家族や仲間とともにゆったりと休日を過ごすことにより、絆を深めたり、趣味に打ち込んだり、地域行事に参加したりすることなどが重要である。

この実現に向けて、大人と子供が向き合う時間を確保するため、学校休業日を分散化するとともに、その休みに合わせて大人が休みをとり、地域行事や体験活動、旅行など多様な活動を共に行うこととする。これにより、家庭や地域の教育力の充実が図られ、子供たちの地域愛を育てることとなる。同時に、大人についても働き方を見返す契機となり、1 億総活躍社会に向け、働き方改革と表裏一体のものとして休み方改革を進め、有給休暇取得率 70% の達成を目指す。

また、休日が多様化することにより、観光需要の平準化による混雑緩和、ハイシーズンの宿泊料金の低廉化と雇用の拡大、地域の活性化に資するものである。

3. 政府の具体的な取組

キッズウィークを推進するため、官民が一体となって、以下の 3 つの事項に取り組む。

- (1) 学校休業日の分散化
- (2) 保護者など大人が合わせて休める休暇取得改革
- (3) 休業日における多様な活動機会の確保

(1) 学校休業日の分散化

平成 30 年度から、小・中・高等学校等の学校休業日を、土日祝日や夏休みなどの長期休業日だけでなく、地域や学校の実情に応じて、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、学期中の平日にも分散化させるなど、柔軟な設定が図られるよう取り組む。また、設定に当たっては、学校だけでなく、地域の関係者の意見も聴くよう促す。

(具体的な施策・取組)

①学校教育法施行令の改正

- 平成 29 年 9 月に、地域の実情に応じ、公立小・中・高等学校等の学校休業日を長期休業期間以外に分散化して設定することを促進するため、学校教育法施行令を改正した。これについて、文部科学省は経済産業省や観光庁等と連携しながら、教育委員会に対し、法令に関する周知を行う。また、国立学校、私立学校についても、法令の趣旨に関する周知を行う。【文部科学省（経済産業省、観光庁）】
- 学校休業日の設定に当たっては、市区町村において、4. ③の地域における休み方協議会（仮称）の場を活用することも含め、教育・経済・観光文化・交通等関係者の意見を聴くよう促す。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】

②学校休業日の設定状況の取りまとめ・公表

平成 29 年度末に、各地方公共団体・学校における休業日の設定状況を文部科学省で取りまとめ、これを公表し、企業における学校の休業日に合わせた休暇取得を促進する。また、学校休業日の柔軟な設定における工夫事例を周知する。あわせて、観光業界やスポーツ・文化などの関係団体等に受け皿となる環境の整備を促す。【文部科学省（厚生労働省、経済産業省、観光庁）】

(2) 保護者など大人が合わせて休める休暇取得改革

分散化により新たに設定された学校の休業日に合わせて、その保護者等もしっかりと休暇が取得できるよう、官民一体となって、企業における休暇取得の取組を促進する。また、明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日）にもあるとおり、年次有給休暇の取得率 70%を目指す。

(具体的な施策・取組)

①有給休暇取得に関する周知啓発、労働時間等設定改善指針の改正

- 「年次有給休暇取得促進期間（10 月）」を中心に、キッズウィークの取組を周知するとともに、事業主の自主的な取組を促進するための法律に基づく指針（労働時間等設定改善指針）を改正し、平成 29 年 10 月 1 日より適用する。【厚生労働省】
- 公務員（教員を含む。）においても、学校休業日に合わせた年次休暇の取得を促進するため、各府省等、各地方公共団体、各教育委員会に対し、職員の年次休暇の取得の奨励等に努めるよう、周知啓発を行う。また、国家公務員に関して、平成 29 年 9 月に行う学校教育法施行令の改正に併せて、周知啓発を行う。【内閣人事局、総務省、文部科学省】

② 休暇取得の経済的インセンティブ付与の仕組みの導入等

- 関係省庁が連携し、日本経済団体連合会や商工会、商工会議所、労働団体等に対し、子供の休暇に合わせた保護者等の休暇取得に企業が積極的に取り組むよう働きかけ、子供の休みに合わせて年次有給休暇取得 3 日増を目指す。また、有給休暇取得の機運を醸成する取組を進めるとともに、産業界における休暇取得の経済的インセンティブ付与の仕組みの導入を目指す。具体的には、平成 30 年度に、キッズウィークを活用した地域経済の活性化に資する

取組や企業等における有給休暇取得に向けた環境の整備等について、産業界を含めた地域の関係者が協議を行う協議会の設置を促し、その取組を支援することで、モデル事例が創出できる環境を整備する。【経済産業省（厚生労働省、観光庁）】

- 平成 30 年度に向けて、中小企業に対する年次有給休暇の取得促進を図るため、職場意識改善助成金の拡充を検討する。【厚生労働省】

③学校休業日の設定状況の取りまとめ・公表（再掲）

平成 29 年度末に、各地方公共団体・学校における休業日の設定状況を文部科学省で取りまとめ、この公表に合わせて各種団体に要請する等により、企業における学校の休業日に合わせた休暇取得を促進する。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】

（3）休業日における多様な活動機会の確保

休業日に、全ての子供たちに「生きる力」を育む豊かな体験機会が提供され、保護者が休めない家庭にも配慮しつつ、親子で多様な活動を行えるよう、観光業界や地方公共団体、NPO等において様々な商品やアクティビティの提供、地域における子供の受入れ環境が整備されるよう促す。

（具体的な施策・取組）

①多様な活動機会の確保要請

平成 29 年 9 月に行う学校教育法施行令の改正に併せて、学校休業日には、全ての子供たちが「生きる力」を育むことができるよう、各地域において、関係団体等の協力も得ながらスポーツや文化、自然体験等の豊かな体験活動や、教育プログラムの提供、スポーツ教室の開催、社会教育施設・文化施設の無料開放等が行われるとともに、保護者が休めない家庭にも配慮しつつ、スポーツ・文化等に親しむことができる親子向けプログラムが提供されるよう、地方公共団体や各種団体に協力を要請する。【文部科学省、厚生労働省】

②適切な料金の宿泊商品の造成

家族が宿泊する際に人数にかかわらず利用できる適切な料金の宿泊商品の造成を観光業界に促す。具体的には、平成 29 年 9 月頃までに、宿泊業界と旅行業界とで連携する意見交換の場を開催し、その後、平成 30 年度の実施に向けた検討を行うよう、各業界に協力を要請する。【観光庁】

③学校休業日の設定状況の取りまとめ・公表（再掲）

平成 29 年度末に、各地方公共団体・学校における休業日の設定状況を文部科学省で取りまとめ、これを公表し、観光業界や地方公共団体、NPO等による様々な商品やアクティビティの提供、地域における子供の受入れ環境整備に資するようにする。【文部科学省（観光庁）】

4. 「キッズウィーク」の推進体制

3. (1)～(3)の取組が、日本全国で着実に行われるよう、関係省庁が密接に連携しつつ、官民一体となった取組を行う。

(具体的な施策・取組)

①大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための「キッズウィーク」総合推進会議【国】

関係省庁及び関係団体等からなる「総合推進会議」を開催し、学校休業日の分散化、有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進するための意見交換や総合調整等を行う。また、関係省庁による取組の連絡調整やフォローアップ等を実施するため、「連絡会議」を開催する。【内閣官房（総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁）】

②都道府県レベルの行政連絡会の構築【地域】

平成29年9月を目途に、キッズウィークの実施に向けて、都道府県の各行政部局間、都道府県と市区町村間の円滑な連携に資するよう、国において、各都道府県の関係各部局の担当者連絡先名簿を作成し、都道府県において、その名簿を基に、経済産業関係部局が中心となり連絡相談体制を構築するよう促す。【内閣官房（文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁）】

③地域における休み方協議会（仮称）【地域】

地域の商工会・商工会議所等の経済団体と地方自治体、教育委員会が主体的に連携し、市区町村において、教育・経済・観光文化・交通等関係者による「地域における休み方協議会（仮称）」を設置し、企業等における有給休暇取得促進に向けた環境の整備や望ましい学校休業日の方向性、当該休業日を活用した地域の振興策等について協議するよう促す。平成29年10月頃までに、キッズウィークの本格実施に向けて、先行的に5～10ヶ所程度の地域において協議会の設置を目指す。【経済産業省（文部科学省、厚生労働省、観光庁）】

④観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議WG【地域】

「明日の日本を支える観光ビジョン」を地方ブロック単位で推進するために設置された「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の観光資源魅力向上WGにおいて、域内の市区町村における休暇分散化の取組状況を確認するとともに、課題や好事例を共有するなど、各市区町村における休み方改革の取組を促す。具体的には、平成30年2月頃までに、各地方ブロックで観光資源魅力向上WGを開催し、先行的に行う地域における取組状況や好事例等を取りまとめる。【観光庁（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）】

⑤国民運動（機運醸成）

平成29年度中に、休業日分散化と休暇取得の取組に関するキャッチフレーズやロゴマークを作成することで、学校の休業日分散化や企業の休暇取得促進、観光業界等の商品開発等に資する。【文部科学省、厚生労働省、経済産業省、観光庁】

教育再生実行会議 第十次提言、骨太の方針、未来投資戦略 (キッズウィーク関連部分抜粋)

平成29年7月18日(火)
キッズウィーク総合推進会議(第1回)資料3

教育再生実行会議 第十次提言(抜粋)

■自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた学校、家庭、地域の教育力の向上(第十次提言)

(平成29年6月1日)

1. 学校、家庭、地域の役割分担と教育力の向上について

(2) 家庭、地域の教育力の向上〔家庭における子供と向き合う時間の確保一地域ごとの学校休業日の分散化〕

○ 家庭教育の充実のためには、家族での旅行やスポーツ、自然体験活動などの機会を通じて、大人と子供が触れ合いながら充実した時間を過ごすことができようにするのが重要である。

そのため、国、地方公共団体、学校、産業界等は、地域ごとに学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化の推進や設定した休業日における多様な活動機会の充実を図るとともに、特に経済関係の行政機関や産業界の団体は、連携・協力して学校休業日に合わせた保護者の有給休暇の取得を強力に促進する。

骨太の方針(抜粋)

■経済財政運営と改革の基本方針2017

(平成29年6月9日閣議決定)

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

3. 消費の活性化

(2) 新しい需要の喚起

② 観光・旅行消費の活性化

大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、2018年度(平成30年度)から地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校休業日の分散化、有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保の取組を官民一体として推進する。

未来投資戦略(抜粋)

■未来投資戦略2017 - Society 5.0の実現に向けた改革-

(平成29年6月9日閣議決定)

第2 具体的施策

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

3. 観光・スポーツ・文化芸術

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光

③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境にケ) 休暇改革

・大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、来年度から地域ごとに「キッズウィーク」を新たに設定し、学校の夏休みなどの長期休業日の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化や分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図るとともに、これらの取組を官民一体となって推進する。

1. 方向性

- ・豊かな人生を送り、子供たちの豊かな心や人間性を育むためには、家族や仲間とともにゆったり休日を過ごすことにより、絆を深めたり、趣味に打ち込んだり、地域行事に参加したりすることが重要であり、1億総活躍社会に向け、働き方改革と表裏一体のものとして、休み方改革を進めることが課題。
- ・有給休暇取得率が低い状況の中、家族などで休日をゆったり過ごすことを促進するため、学校休業日の分散化及びそれに合わせた有給休暇取得促進が必要。
- ・休日の在り方の多様化により、観光需要の平準化による雇用の拡大や地域活性化につながる可能性。

夏休みなどの長期休業日を分散化することで

地域ごとに「キッズウィーク」を新たに設定し、大人と子供が一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出 (例えば、親子で一緒に月～金を休みとし9連休に)

2. 対応策

(1) 平成30年度から学校休業日を分散化させます！

法令上の手当てにより、夏休みなど長期休業日から平日に学校休業日を分散化
(休業日の設定状況や工夫事例の周知)

(2) 子供だけでなく、大人もしっかり休めます！

経済団体、企業等に学校休業日に合わせた休暇取得を強く要請
(有給休暇取得率を70%に(20%UP))

(3) 休みに、多様な活動機会を確保します！

文化・スポーツ団体、企業等に活動機会の確保等を要請
(特に、親子が親しむことができるプログラムが提供できるよう要請)

一体的に推進

(4) これらの取組を官民一体となって推進します！

- ① 大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための「キッズウィーク」総合推進会議【国】
(通称：キッズウィーク総合推進会議)
官民による意見交換、調整 等
- ② 地域における休み方協議会 (仮称)【地域】
地域関係者による、学校休業日設定や休暇促進方針・対策の協議
- ③ 観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議WG【地域】
市区町村における取組状況の確認、課題や好事例等の共有
- ④ ロゴマークやキャッチフレーズによる盛り上げ【機運醸成】

「キッズウィーク」について～人を育てる、社会を変える新たなチャレンジ～（案）

平成29年7月18日（火）
キッズウィーク総合推進会議（第1回）資料4-2

1. キッズウィークとは ⇒学校休業日の分散化と有給休暇取得で大人と子供が共にゆったりとした休日をも！

- 地域ごとに夏休みや冬休みなどの学校の長期休業日から、一部の休業日を他の日に移して休業日を分散化する（キッズウィーク）。学校が休みとなった日に大人も有給休暇を取得し、大人と子供が共に休日を過ごすことを国民運動的に盛り上げていく。
- 平成30年度から、都道府県・市区町村など一定の地域単位で、全国一律・一斉といった形ではなく、地域の実情に応じ、教育現場や企業の取組などを踏まえ、学校休業日の設定をはじめ、多様なやり方で自主的に取組を進めていただくことを想定。国は、地域の取組を支援。

2. キッズウィークにより目指すもの ⇒家庭や地域の教育力の向上と休み方改革をめざし、地域・観光振興も！

- 豊かな人生を送り、子供たちの豊かな心や人間性を育むためには、家族や仲間とともにゆったり休日を過ごし、絆を深めたり、趣味に打ち込んだり、地域行事に参加したりすることが重要である。
- 子供と大人が向き合う時間を確保するため、学校休業日を分散するとともに、その休みに合わせて大人が休みをとり、地域行事や体験活動、旅行など多様な活動を共に行うことにより、家庭や地域の教育力の充実が図られ、地域愛を育てることとなる。同時に、大人についても働き方を見返す契機となる。1億総活躍社会に向け、働き方改革と表裏一体のものとして休み方改革を進め、有給休暇取得率70%の達成を目指す。
- また、休日が多様化することにより、観光需要の平準化による混雑緩和、ハイシーズンの宿泊料金の低廉化と雇用の拡大、地域の活性化に資する。

3. 推進体制 ⇒国と地域の取組

- (1) 【国】 官民一体として取り組むため、政府に内閣官房長官を議長とし、関係大臣、関係団体の代表、有識者で構成する「大人と子供が向き合い休み方改革を進めるための「キッズウィーク」総合推進会議」（通称：キッズウィーク総合推進会議）を設置し、意見交換などを行う。
- (2) 【地域】 実施する地域単位ごとに、例えば協議会を設置し、自治体、学校、商工会・商工会議所、NPOなどの関係者が、休業日の設定や活動機会の確保、有給休暇の取得等について協議しつつ検討を進めていくことを想定。また、都道府県内で地域における協議会の連絡会を設け、情報交換、事例の共有を行うことも効果的と思われる。
- (3) 【国・地域】 国の出先機関や自治体などによる「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議WG」により、地域における取組状況の確認、事例の共有等を行う。

4. 政府の具体的取組 ⇒ 官民連携して環境整備

(1) 法令上の措置による学校休業日の分散化の明確化と周知

今年度中に学校休業日の分散化を促進するための法令上の手当てを講じるとともに、学校現場が混乱しないような手立てを検討する。さらに、次年度の休業日設定や企業における休暇取得の促進等に資するよう全国の休業日分散化の状況を取りまとめるとともに、分散化の工夫事例を公表・周知する。

(2) 有給休暇取得に関する企業への働きかけ

「年次有給休暇取得促進期間（10月）」を中心に、子供たちの休業日に合わせた休暇取得に配慮するよう重点的に周知啓発を実施するとともに、事業主の自主的な取組を促進するための法律に基づく指針の改正を検討。また、産業界における休暇取得の経済的インセンティブ付与の仕組みの導入を目指す。また、公務員（教員を含む）の有給休暇取得も奨励する。

(3) 多様な活動機会の確保要請及び柔軟な宿泊商品の造成

親子でスポーツ・文化等に親むことができるプログラムの提供、社会教育施設・文化施設の無料開放等が行われるよう、地方公共団体や各種団体に協力を要請する。また、家族が宿泊する際に、人数にかかわらず利用できる適切な料金の宿泊商品の造成を観光業界に促す。

(4) 保護者が休めない家庭の子供への対応

キッズウィークの実施に合わせ、子供の居場所づくり、イベントづくりなど、どうしても保護者が共に休めない家庭の子供への対応について関係機関に要請するとともに必要な支援を行う。

学校休業日を工夫している例

■秋休みを設定している例

【東京都渋谷区】

既存の3連休と合わせて、5連休の秋休みを設定。

10月5日（木）～10月9日（月）（5日間） ※平成29年度における小中学校の例

■地域の発展と歴史を学ぶ機会とするために休業日を設定している例

【山形県鶴岡市】

地域の伝統的なお祭りである天神祭の実施日（5月25日）をふるさと休日として設定。

【神奈川県横浜市】

横浜開港祭が開催される6月2日の開港記念日を休業日として設定。

（あわせて市内の公共施設を子どもに無料開放）

【熊本県人吉市】

10月9日に開催される人吉市内の地方祭（おくんち祭）の日に市立小中学校の休業日を設定。

フランスの学校休業日の分散化

- フランスでは、冬休み及び春休みは、分散化が図られている。分散化は、子供、家庭、教員の福利のほか、交通安全及び観光を考慮したもとなっている。

学年歴

- 就学前教育及び初等中等教育段階の学年歴は法令で定められている。
- 学年歴は年間36週の授業から成り、夏休みを除いた就業期間を、さらに4つの休業期間（諸聖人の祝日、クリスマス休暇、冬休み、春休み）で分割して実施。
- 冬休み及び春休みについては、本土を3つのゾーンに分け、1週間ずつずらして休暇が設定される。
- 休暇のゾーン化は1964年度から開始。

学年歴の例（2016年度）

	ゾーンA	ゾーンB	ゾーンC
年度開始	2016年9月1日		
諸聖人の祝日 <small>就業期間①</small>	2016年10月19日～11月3日		
クリスマス休暇 <small>就業期間②</small>	2016年12月17日～2017年1月3日		
冬休み <small>就業期間③</small>	2017年2月18日 ～3月6日	2017年2月15日 ～2月27日	2017年2月4日 ～2月20日
春休み <small>就業期間④</small>	2017年4月15日 ～5月2日	2017年4月8日 ～4月24日	2017年4月1日 ～4月18日
夏休み開始 <small>就業期間⑤</small>	2017年7月8日		

冬休みのイメージ

2月

3月

日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25
26	27	28					26	27	28				

ゾーンA: プザンソン, ボルドー, クレルモン・フェラン, デイジョン, リモージュ, リヨン, ポワティエの各大学区*

ゾーンB: エクス・マルセイユ, アミアン, カン, リール, ナンシー・メッツ, ナント, ニース, オルレアンのトゥール, ランス, レンス, ルーアン, ストラスブールの各大学区

ゾーンC: クレティユ, モンブリエ, パリ, トゥールーズ, ヴェルサイユの各大学区

*大学区とは、複数の県から構成される教育行政区画。

「キッズウィーク」推進体制（案）

平成29年7月18日（火）
キッズウィーク総合推進会議（第1回）資料4-3

（国）

キッズウィーク総合推進会議（関係閣僚、関係団体等）

- 第1回（7月） キッズウィークの趣旨、進め方の説明、協力要請など
- 第2回（年度内） 平成30年度の学校休業日の設定など推進状況のフォローアップ

キッズウィークに関する関係省庁連絡会議（局長級）

随時、関係省庁間で情報共有し、具体的な推進方策を連携して推進

情報共有・要請

（地域）

休み方協議会連絡会（各都道府県）

※関係団体による都道府県レベルの連絡会



キッズウィークの趣旨の周知、域内の取組の情報共有、先進事例の普及

地域における休み方協議会（地方公共団体等）

キッズウィークを実施しようとする地域で、自治体、学校、商工会、商工会議所等の経済団体、観光業界等、関係機関間で情報共有し、具体的な学校休業日や有給休暇取得の促進、活動機会の確保、当該休業日を活用した地域振興策等の協議

観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議WG（関係省庁地方支分部局、観光関係団体等）

域内の市区町村における休暇分散化の取組状況、当該休暇に合わせた旅行商品、親子で触れ合えるイベント等の確認・情報共有

